

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：32809

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04301

研究課題名(和文) 若年性認知症者の就労支援に関する研究

研究課題名(英文) Research on employment support for people with juvenile dementia

研究代表者

新山 真奈美 (Manami, Niiyama)

東京医療保健大学・看護学部・准教授

研究者番号：00726515

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：主治医と産業医・事業主や関係機関との連携は不可欠であり、若年性認知症の診断直後に情報を共有することで、当事者と事業主が今後の方針を考え、より就労継続を可能にする第1歩になるとも考える。一方で、混乱や恐怖・不安な思いを抱いている当事者や家族が、正しい判断の元で社会資源の活用や就労継続に向けた行動ができるとは言い難い。まずは診断を受けた病院において、早期の段階で当事者や家族にアプローチできる環境づくりや支援策の構築が必須ではないかと判断した。これによって、診断を受けた後、迅速に相談窓口や該当する専門家への相談につながると考えた。また、当事者や家族に寄り添った具体的な支援策の構築が課題である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

若年性認知症は、社会的にも大きな問題であり、制度やサービス等は策定されつつも、企業や医療・介護の現場で未だ対応に困難を示し、若年性認知症者の就労に関する問題の根本的解決には至っていないことが明らかになった。本研究では、若年性認知症者の就労の現状や実態を把握・課題検討し、若年性認知症者の就労支援の方向性を考察した。若年性認知症の診断を受けた病院において、早期の段階で当事者や家族にアプローチできる環境づくりや具体的な支援策の構築は必須であることが明らかになった。若年性認知症者の希望できる就労が可能になるためにも、本研究はその援助内容の基礎となる資料になり、非常に意義があるものと考えた。

研究成果の概要(英文)：Cooperation between the attending physician and the industrial physician, employer and related organizations is essential, and we also believe that sharing information immediately after the diagnosis of juvenile dementia is the first step to enable the party and the employer to consider future policies and make it more possible to continue working. On the other hand, it is difficult to say that parties and family members who are confused, fearful, and anxious can take action to utilize social resources and continue working based on correct decisions. First of all, it was determined that it was essential to create an environment and establish support measures to approach the parties and their families at an early stage in the hospital where the diagnosis was made. In addition, concrete support measures that are close to the people concerned and their families are a challenge.

研究分野：社会福祉

キーワード：若年性認知症者 就労支援 就労継続

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

若年性認知症患者（以下、若年性認知症者）への対応や就労は、新オレンジプランにおいて重要な課題とされているものの、若年性認知症の理解に乏しい雇用側による解雇や自主退職等が現在も起こっており、この状況は若年性認知症者の社会生活や家族へのダメージにもつながりやすく、若年性認知症者の就労に関する問題は喫緊の問題である。しかし、若年性認知症者にとっての就業に関する制度やサービスは、当事者に情報が届きにくく、十分に活用されているとは言えず、不安を抱いているケースも多かった。若年性認知症を発症したことで、その後の仕事に支障をきたし、仕事を辞めざるを得ない状況に追い込まれ、経済的に困難な状況に陥ることもなる。また、若年性認知症者の子どもが成人に達していない場合には、病気が与える家族への影響が大きく、教育、就職、結婚などの人生設計が変わることになり兼ねない。さらに本人や配偶者の親の介護が重なることもあり、家族にとっての介護の一層の負担が大きくなるともいえる。このように若年性認知症は、社会的にも大きな問題であり、制度やサービス等は策定されつつも、企業や医療・介護の現場で未だ対応に困難を示していた。

日本の先行研究において、若年性認知症者に関する相談体制や関係者の連携体制の強化、介護保険施設等の若年性認知症者の受入れの促進についての提言はあるが、若年性認知症者の就労支援という課題については、計画が明確化はされていなかった。国外においては、認知症ケアの動向、取り上げられた制度、支援体制システムに関して焦点を当てた取り組みがされていたが、若年性認知症者の就労支援については明確ではなかった。

若年性認知症者の就労支援について、社会や雇用側の理解度や方針なども異なることから、本研究によって起こり得る現象より今後の方向性を見出し、若年性認知症者が安心して就労継続できるように、教育プログラムの検討、構築を目指した。モデル事業の検討、試行により、労働環境改善のための方略を捉え、就労維持支援ならびに就労移行支援における若年性認知症者の就労支援を考案し、当事者に寄り添った就労支援の礎になり得ると考え、これは援助内容の基礎となるデータになり、非常に意義があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、若年性認知症者の就労の現状を実態調査し、就労維持支援ならびに就労移行支援における若年性認知症者の就労支援の方向性を明らかにし、有効な対策やサポート構築のための資料とし、教育プログラムの検討、構築をすることを目的とした。

3. 研究の方法

平成 29 年度は、若年性認知症の現況、施策の現状等からの文献検討、若年性認知症の専門家（保健、医療、福祉等）との意見交換会等を開催し問題把握を行った。

平成 30 年度は、若年性認知症者の就労支援に関する文献検討、当事者及び家族からのヒアリングの実施から、若年性認知症者の就労の現状と課題の検討を行った。

平成 31 年度からは、就労支援に関わる企業との意見交換会、質問紙調査の実施、就労支援に関わる専門職者への質問紙調査を実施した。

令和 2 年からは、就労支援に関わる企業及び専門職者への質問紙調査の回収、分析を実施した。この結果から、各年度に実施した調査を統合し、評価・課題を提示した。その上で、若年性認知症者に対する就労継続に向けた方策を検討し、若年性認知症者の就労を支える支援策を提言した。

4. 研究成果

1) 若年性認知症者の就労継続に対する支援策の提案

(1) 若年性認知症者の就労を支える医療保健福祉・地域支援機関との連携（図 1）

厚生労働省や労働局等で掲げられている内容を抽出し、当事者と事業主に対してどのような就労支援が提案されているのか、またどのような相談可能な施設があるのかを整理し、可視化した。就労の相談や支援の可能な施設では、障害者相談支援センター、病院、産業保健総合支援センター・就労支援事業所、の 4ヶ所があげられた。さらに、当事者や事業主への就労支援として、職業相談、障害者雇用安定助成金（職場適応援助）・助成金（職場定着支援）、トライアル雇用、疾病の進行へのキャリア支援、職場からの休職・復職の情報提供や支援（両立支援）の 5 点があげられた。これらの医療保健福祉・地域支援機関が連携し、各制度や支援策を活用することで、当事者や事業主の不安を緩和し、就労継続が可能になるといえる。

しかし、専門家や若年性認知症者とのインタビュー調査や意見交換会で得られた結果からも、当事者や事業主における前述の制度や支援策に対する認知度や理解が浅く、またうまく機能できず、最終的に若年性認知症者の自主退職や解雇等のようなケースがみられていたと考える。

このことから、当事者や事業主への就労支援の周知や関係職種との連携の在り方を考えることが必要であると考えられた。

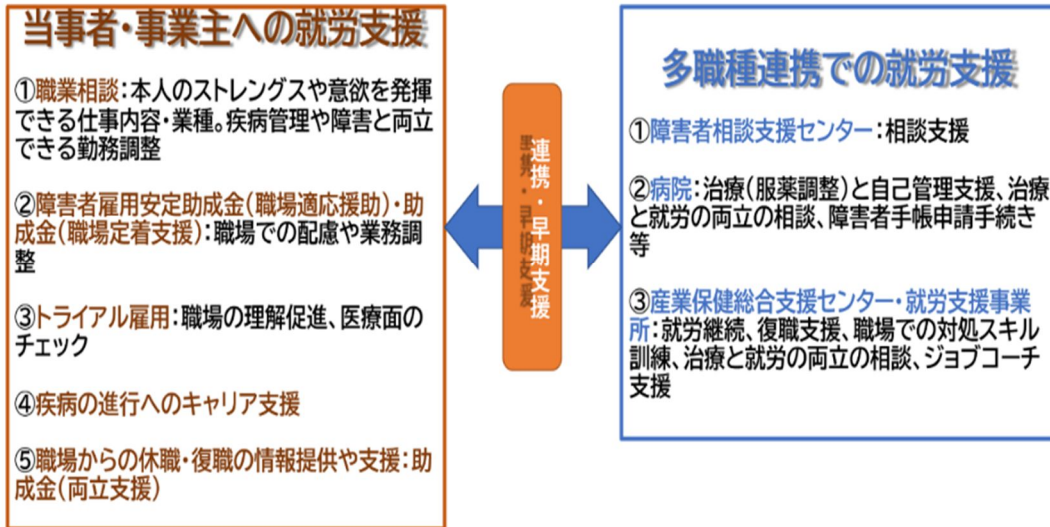


図1 現況の若年性認知症者の就労を支える医療保健福祉・地域支援機関との連携のイメージ

(2)若年性認知症者の就労継続を支える連携(図2)

就労継続に向けて、当事者を支えることが可能な体制を整えることは重要なポイントである。そこで、当事者を支えることが可能な施設を図2に整理し、各施設の連携が可能になるかを可視化した。認知症の診断を受けることで当事者に関わるであろう施設として、病院内における各専門スタッフの存在がある。これは認知症サポート医や認知症学会専門医、認知症認定看護師、若年性認知症支援コーディネーター、医療相談員、医療相談窓口のスタッフ等が挙げられる。また精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳の申請を行うための書類作成にも医師が関与している。次に当事者が就労している企業では、事業主、産業保健スタッフ、状況によっては商工会議所・労働局等も関連する。また、障害相談支援センター・相談支援事業所、就労支援事業所、産業保健総合支援センター(就労継続)(ジョブコーチ)、ハローワーク(新規就労)があり、各施設において相談員、支援員、両立支援促進員、若年性認知症推進員が相談や支援をしている。

以上から、当事者の就労継続を支える体制が可能な環境は整ってきているが、これらを統合し連携できるようにさらに可視化していく必要がある。

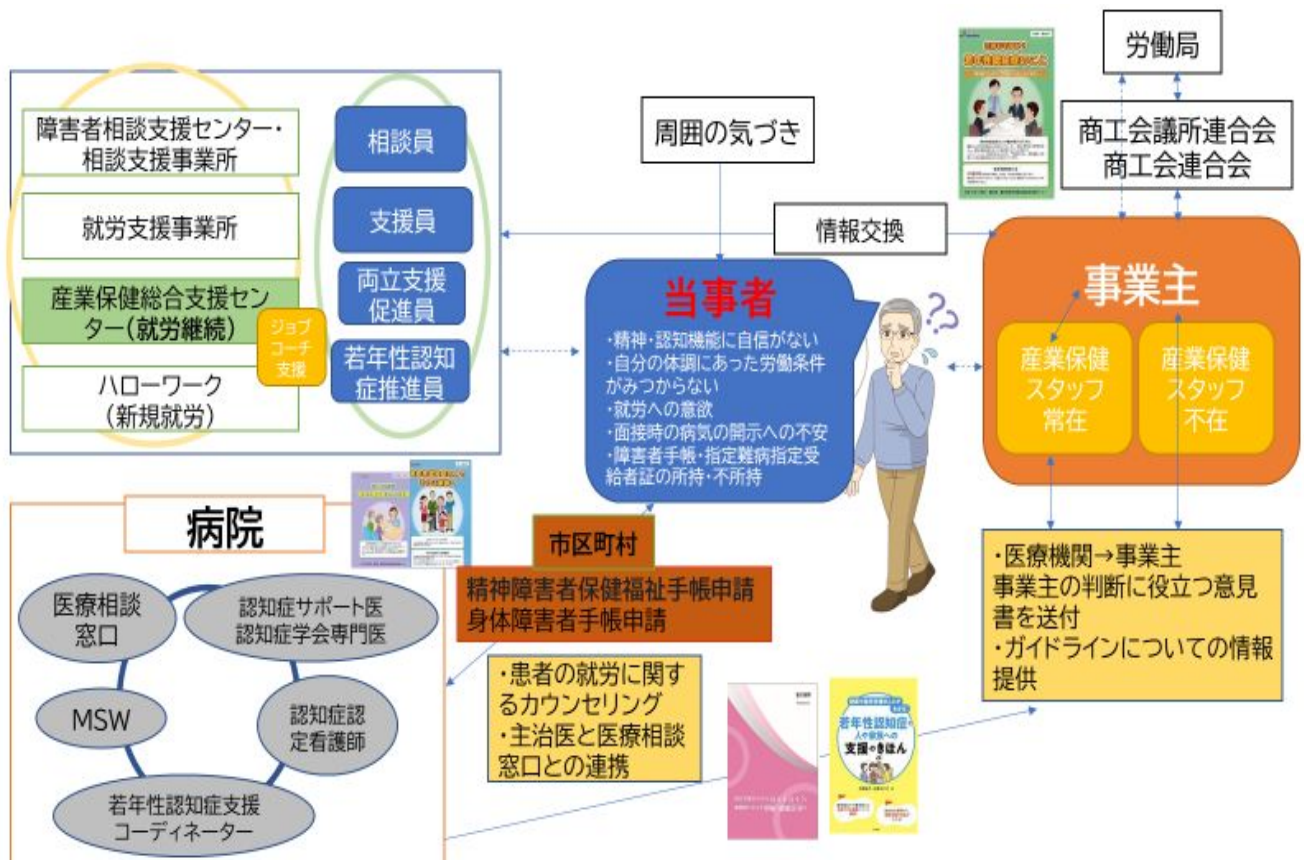


図2 若年性認知症者の就労継続を支える連携案

(3) 当事者・家族と事業主の就労継続における連携 (図3)

従業員が認知症を発症した場合、産業保健スタッフが常在している企業であれば、いつでも誰もが相談や支援が円滑に受けられるような開放的な体制の構築が肝要である。一方で、中小企業のような産業保健スタッフが不在の場合、当事者や家族は正しい判断の元、就労に関する決断が可能とは言い難い。このことから、障害者相談支援センター・相談支援事業所や産業保健総合支援センター(就労継続)に円滑に相談・支援を受けることができるように、各センターの役割等の紹介を早い段階で行うことが必要ではないかと考える。

一方で、事業主も認知症に罹患した職員への対応について、無知もしくは不慣れだと推測する。このことから、商工会議所連合会や商工会連合会からの認知症者の就労継続に対応するための研修やパンフレット配布等、各企業に認知症への理解を周知できるように一層働きかけると共に、事業主からの相談を受ける体制や相談可能なセンターへの紹介を行えるような体制を整えることも必要だと考える。このような当事者および家族と事業主、さらには関係する機関との連携が可能になることで、それぞれの不安等が緩和され、当事者とその家族による就労に関する意思決定が可能になっていくものと期待する。

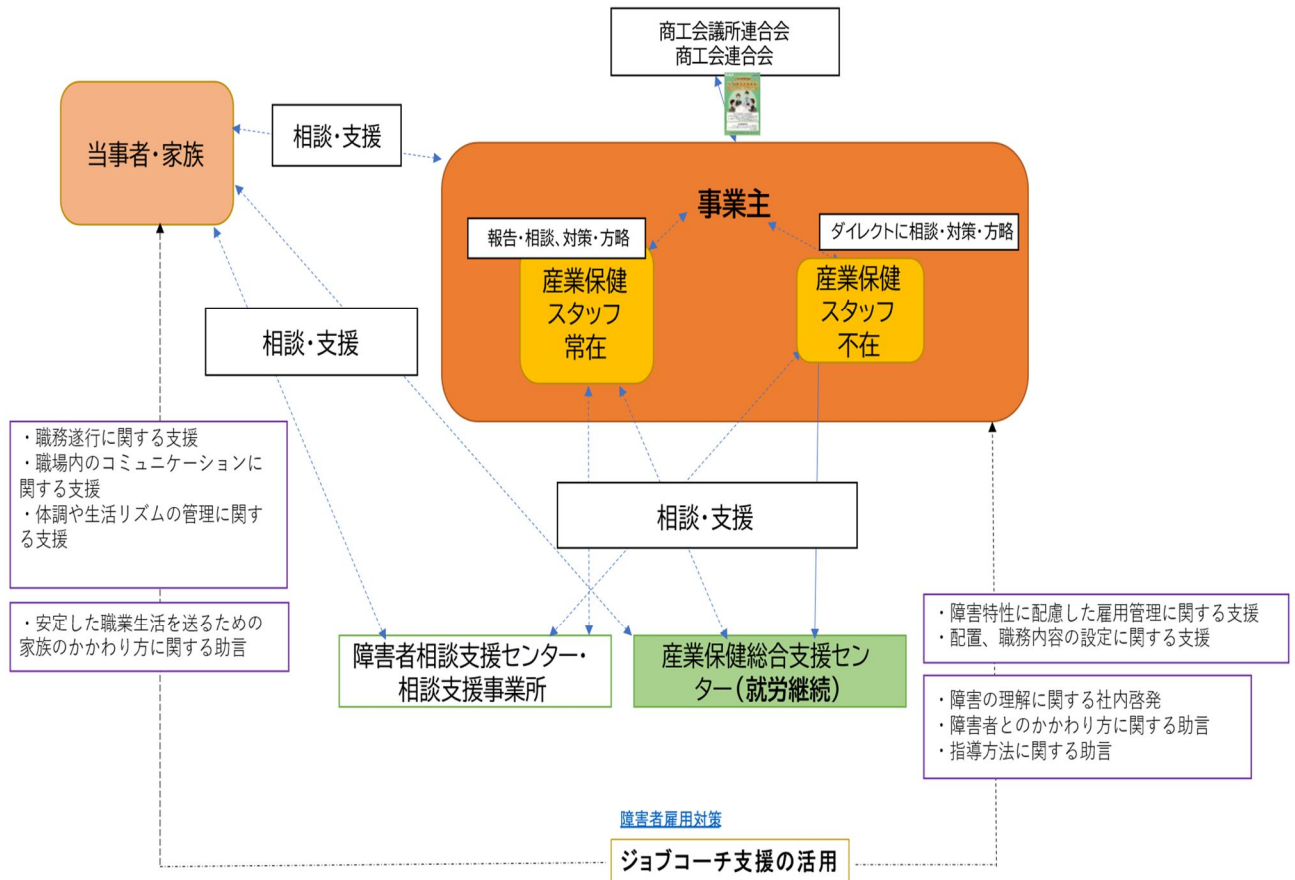


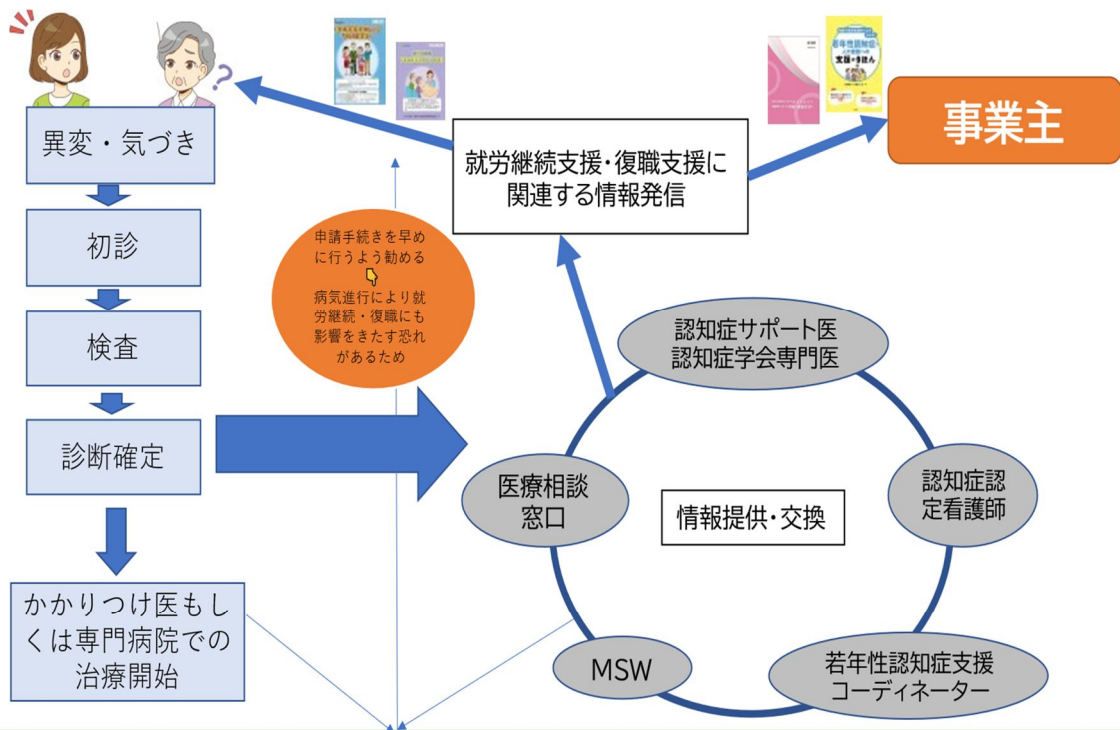
図3 当事者・家族と事業主の就労継続における連携

(4) 若年性認知症発症プロセスと関係職種の就労継続にむけた連携 (図4)

当事者や家族が異変に気付き、病院を受診し、検査後、認知症と診断される。診断の結果を受け、当事者及び家族は心理的プロセスを辿るが、心の安定を取り戻した時点からのアプローチでは、これまで問題視されていた解雇や自主退職のような就労継続への道が閉ざされる。

このことから、本研究においては、診断直後からのアプローチこそが、その後の就労継続や生活に大きな影響を与えるものと考えた。診断直後より、病院内でチームを組み、当事者や家族に早期支援を開始する。その中で、就労継続が可能となるよう、当事者や家族に、就労に関わる制度や身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳によって可能となるサービス等の情報提供を事前に行い、診断直後の早い段階で申請手続きに伴う行動をとることが可能になるよう支援する。

また本人や家族の承諾を得て、主治医ないしは認知症サポート医と当事者の勤務先の産業医が常在している場合は連携を取り、産業医や産業スタッフが不在の場合には事業主や相談支援センターと連携し、当事者・家族を早い段階からサポートしていくことが肝要である。診断確定後の早期介入、早期支援により、就労継続が一層期待できると考えた。



精神障害者保健福祉手帳申請

*申請から結果を受け取るまでに紙形式は2か月程度、カード形式は2か月半程度
 *主治医に診断書を書いてもらうよう依頼。診断書を作成するには、初診日(障害の原因となった病気が発症して初めて医師の診療を受けた日)から6か月以上経過していなければならぬ
 *申請書や診断書などの必要書類一式を、市区町村の担当窓口へ提出

身体障害者手帳申請

*視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓)機能障害で日常生活に制限を受け、かつ身体障害者福祉法に定める程度の障がいのある方が対象
 *都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が指定する医師の診断書・意見書、身体に障害のある方の写真を用意し、福祉事務所又は市役所にて行う
 *申請から約1ヶ月程度で発行

図4 若年性認知症発症プロセスと関係職種の就労継続にむけた連携案

2) 統括

若年性認知症者の就労においては、症状の進行等に伴い、勤務中における様々な困難やリスクを伴い、就労継続を困難にすると当事者および事業主側も認識していたものと予測できる。しかし、診断が確定することで、働き方や配属先の検討にもなり、リスクを回避できるといった考えも見受けられた。これは当事者及び事業主側にとってもプラスの思考につながり、就労継続を可能にするとも期待できる。また診断直後に情報を共有できることで、両者が今後の方針を考え、より就労継続を可能にする第1歩になるとも考える。当事者の勤務する部署により、高度な専門技術や迅速な対応を要する業務には影響するとしても、任務遂行可能な作業や配置転換により、就労継続にもつながると考える。

一方で、診断確定されたことでの当事者及び家族の心理的影響が大きいことも推測できる。混乱や恐怖・不安の淵にいる当事者や家族が、制度を活用したり、事業主側に相談するなど、正しい判断の元で行動できるとは言い難い。また、診断を受けていない状況でも症状によりさまざまなリスクから、当事者の自信喪失や尊厳が危うくなるばかりでなく、事業主側もリスクを抱え解雇につながることも考えられる。

企業へのアプローチの必要性を想定し、認知症に関する教育のプロジェクト構築を考え、本研究を開始したが、当事者や家族、企業側、専門家等、様々な方の意見や現状把握により、まずは診断を受けた病院において、早期の段階で当事者や家族にアプローチできる環境づくりや早期支援が必須ではないかと判断した。これによって、診断を受けた後、当事者や家族がどこに相談し、どのように行動していけばよいのかが、早期の段階で把握でき、少しでも迅速に相談窓口や該当する専門家に相談でき、その後の生き方や生活にもポジティブな影響となることが期待できると考えた。このことから、若年性認知症者と家族に対して、診断直後からの医療機関による積極的な情報提供が重要であり、就労する場合の留意点や制度の活用等についての情報を提供することで、発症初期の自主退職を回避でき、当事者や企業側も就労継続の可能性を検討できることにつながるのではないかと考えた。また、若年性認知症者の家族の中には、認知症に罹患したことを恥ずかしく、隠したいという気持ちを持つ者もいることが本研究により把握できたため、外来や医療相談室前や待合室等のスペースに、既存のパンフレットやリーフレットを置いたり、動画による説明等で視覚的にアプローチすることも対策の1つと考えた。また、病院内のトイレ等の壁に、相談窓口を記載したラベルを貼付するなど、自然な形で誰にも気づかれない状況で、当事者や家族が主体的に行動できるような施策も効果的ではないかと考え、若年性認知症者と家族に寄り添った具体的な支援策の開発を今後の課題とした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 新山真奈美、夏梅るい子	4. 巻 23(2)
2. 論文標題 若年性認知症サポート企業における若年性認知症者の就労継続支援の実態分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 バイオメディカル・ファジィ・システム学会誌	6. 最初と最後の頁 11 16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新山 真奈美	4. 巻 vol.19 No.1
2. 論文標題 専門職における脳卒中後遺症のある高齢者の 思いの捉え方の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 バイオメディカル・ファジィ・システム学会誌	6. 最初と最後の頁 55、66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 新山真奈美、夏梅るい子
2. 発表標題 若年性認知症者に関わる有資格者に対する就労支援の 実態調査
3. 学会等名 日本老年社会科学会第63回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新山真奈美、夏梅るい子
2. 発表標題 若年性認知症者の就労支援に関わる専門職の実態調査
3. 学会等名 日本認知症ケア学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新山真奈美、夏梅るい子
2. 発表標題 ACTUAL CONDITIONS OF CONTINUOUS EMPLOYMENT SUPPORT FOR JUVENILE DEMENTIA IN COMPANIES.
3. 学会等名 WCP21 (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年性認知症者の就労継続に対する企業の意識について (第1報)
3. 学会等名 第21回日本認知症ケア学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 夏梅 るい子
2. 発表標題 若年性認知症者の就労支援に関する若年性認知症支援コーディネーターの活動実態-第1報-
3. 学会等名 第21回日本認知症ケア学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年性認知症支援コーディネーターによる若年性認知症者の就労支援に関する研究
3. 学会等名 日本老年社会科学会第62回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年認知症者と家族の就労に関する思い
3. 学会等名 日本認知症ケア学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 在日認知症高齢者の介護支援の現状と課題
3. 学会等名 老年社会科学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年性認知症者が捉える『就労』の意義と看護者側への教育の重要性について
3. 学会等名 看護教育学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 夏梅 るいこ
2. 発表標題 在日認知症高齢者の介護支援の現状と課題第2報
3. 学会等名 日本認知症ケア学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 Juvenile Dementia Feelings about working for a young person with dementia and their families.
3. 学会等名 The 6th International Research Conference of World Academy of Nursing Science (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年性認知症の就労に関する実態と課題－第3報
3. 学会等名 日本認知症ケア学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 認知症者の社会活動の意義
3. 学会等名 老年社会科学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年認知症者の就労に関する現状と課題
3. 学会等名 認知症予防学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 夏梅 るいこ、新山 真奈美
2. 発表標題 若年性認知症の就労に関する実態と課題－第2報
3. 学会等名 日本認知症ケア学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 Effect of music therapy on person with dementia :A review
3. 学会等名 第6回アジア・太平洋音楽認知科学協会国際大会（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年性アルツハイマー型認知症のある人の効果的な家族支援に関する現状と課題
3. 学会等名 日本老年看護学会第22回学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 新山 真奈美
2. 発表標題 若年性認知症のある人の就労の実態と就労継続への現状と課題
3. 学会等名 老年社会科学会第59回大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	白石 弘己 (Hiromi Shiraishi) (80291144)	東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員 (32663)	
研究 分担者	夏梅 るい子 (Ruiko Natuume) (00781105)	福井大学・学術研究院医学系部門・助教 (13401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------